

感染症危険情報 発出の目安

「感染症危険情報」は、危険情報の4段階のカテゴリーを使用しつつ、WHO等国际機関の対応や、発生国・地域の流行状況及び主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。具体的な発出の目安は以下のとおりです。

「レベル1:十分注意してください。」

・特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。

「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」

・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出される場合等。

「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。

「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

感染症特有の注意事項例

国民にとってわかりやすい情報とするため、4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて柔軟に注意事項を付記していきます。

「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。

「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」

・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。